

別紙 労働時間の認定方法

類型	労働時間と認定すべき例	労働時間性を評価する視点
業務準備時間・ 後始末時間 （出勤報告・待 機、資材の受け 出し、交替引継、 朝礼・点呼、点 呼後の勤務場所 への移動、点 検・整備、清掃・ 整頓、着替え等）	・始業時刻及び終業時刻後の作業服及び保護具等の着脱等並びに始業時刻前の副資 材等の受け出し及び散水に要した時間	・労務履行に必要と言え、使用 者から義務付けられていると評 価できるか

<p>不活動時間 (手待時間、仮眠時間等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労務の提供が義務付けられている待機時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用者の指示ないし来客等があれば対応しなければならない状況にあったか ・ 対応をすることが皆無に等しいなど実質的に役務の提供が義務付けられていないと認めることができる特段の事情があるか
<p>研修・教育活動への参加時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の人材育成制度として業務に密接に関連していると言え、年間を通じた研修により人材育成を図る制度として確立しており、最終発表の内容及び方法は、年間を通じた研修の成果として一定の水準以上のものであるべきことが暗黙のうちに求められ、その水準に達するよう上司の指導助言がなされるという運用が図られている研鑽活動に要した時間 ・ 業務命令に基づき技術士試験の受験及びその受験勉強に要した時間 ・ 本件事業主の事業活動に直接役立つ性質のものであり、交通安全活動もその運営上の利点があると言える創意くふう提案及びQCサークル活動に要した時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務との関連性、義務性の程度

<p>自宅労働</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で遅くまで作業をすることができず、自宅で作業を行わざるを得なかったこと、その作業の膨大さ及びそれに見合う勤務時間が労働時間内に確保されていなかったという状況のもと行われた自宅労働時間 ・短い納期の内に習得することを求められ、通常の業務時間内にこれらを習得するための時間が格別設けられていたわけではなく、習得の確認も定期的に行われていたという状況のもと行われた自宅労働時間 ・持ち帰って行うことについて明示的な業務命令はないものの、作業そのものについて上司の指示があり、上司から店舗での作業を黙認されているという程度の評価しか受けず、後に休日出勤を止められたという状況のもと行われた自宅労働時間 ・完成が急がれ、上司からできる限り詳細な議事録を作成するようにとの指示があったことから、録音テープを聞きながらその作成作業をしなければならず、そのために静かな自宅で集中的に行った方が能率的であるという状況のもと行われた自宅労働時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の業務量 ・業務量に見合う勤務時間が労働時間内に確保されていたか ・納期の状況
<p>接待、懇親会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者において接待及び懇親会が業務の延長と位置付けられている場合における接待、懇親会に要した時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内での接待の位置づけ ・費用負担のあり方

<p>移動時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出張に自家用車を用い、出張に自家用車が用いられていたことを認識しながらこれを使用者が特段問題視していなかった上、使用者としても被災者が出張業務を遂行するに当たって、自家用車を使用して出張することの業務上の必要性を事実上認め、これを容認し、使用者の業務に従事させていたという場合における移動時間 ・航空機による海外出張のように長時間にわたる身体的・場所的拘束を伴う移動を余儀なくされる出張において、その移動時間が労基法所定の労働時間（法定労働時間）を優に超えるようなケース 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段に対する使用者による指示の程度 ・長時間にわたる身体的・場所的拘束を受けるか ・移動時間が所定労働時間を優に超えるか
-------------	---	---